

## 男女が共に生きるまち八王子プラン担当課長連絡会設置要綱

平成18年4月1日施行

### (設置目的)

第1条 男女が共に生きるまち八王子プランに基づき、人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の形成をめざして、男女共同参画に関する総合的な施策の推進を図るため、男女が共に生きるまち八王子プラン担当課長連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 連絡会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 男女が共に生きるまち八王子プランの策定及び変更に関すること。
- (2) 男女が共に生きるまち八王子プランの推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する事項

### (組織)

第3条 連絡会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

### (会長及び副会長)

第4条 連絡会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、男女共同参画課長とし、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、連絡会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 連絡会は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 連絡会は、必要があると認めるときは、第3条に定める者以外の者を会議に出席させることができる。

### (実務担当者会)

第6条 必要に応じ、連絡会に実務担当者会を置くことができる。

- 2 実務担当者会は、連絡会から付託された事項について調査、検討等を行う。
- 3 実務担当者会は、連絡会が指定する者をもって構成する。
- 4 実務担当者会は、会長が招集し、これを主宰する。
- 5 会長は、実務担当者会において検討した事項を連絡会に報告する。

(庶務)

第7条 連絡会及び実務担当者会の庶務は、市民活動推進部男女共同参画課において担当する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営について必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年8月14日から施行する。

別 表

総合経営部	企画調整担当課長 広聴課長
市民活動推進部	協働推進課長 学園都市文化課長 多文化共生推進課長 男女共同参画課長
総務部	総務課長 職員課長 労務課長 安全衛生管理課長
契約資産部	契約課長
生活安全部	防災課長
市民部	八王子駅南口総合事務所長 市民課長
福祉部	高齢者いきいき課長 高齢者福祉課長 介護保険課長 障害者福祉課長 生活自立支援課長
健康医療部	成人健診課長 保険年金課長 大横保健福祉センター館長 東浅川保健福祉センター館長 南大沢保健福祉センター館長 保健総務課長 保健対策課長
子ども家庭部	子どものしあわせ課長 子ども家庭支援センター館長 保育幼稚園課長 子どもの教育・保育推進課長 子育て支援課長 青少年若者課長
産業振興部	産業振興推進課長
まちなみ整備部	住宅政策課長
学校教育部	学務課長 教育指導課長 統括指導主事
生涯学習スポーツ部	放課後児童支援課長 学習支援課長 図書館課長